

杉並区立泉南中学校

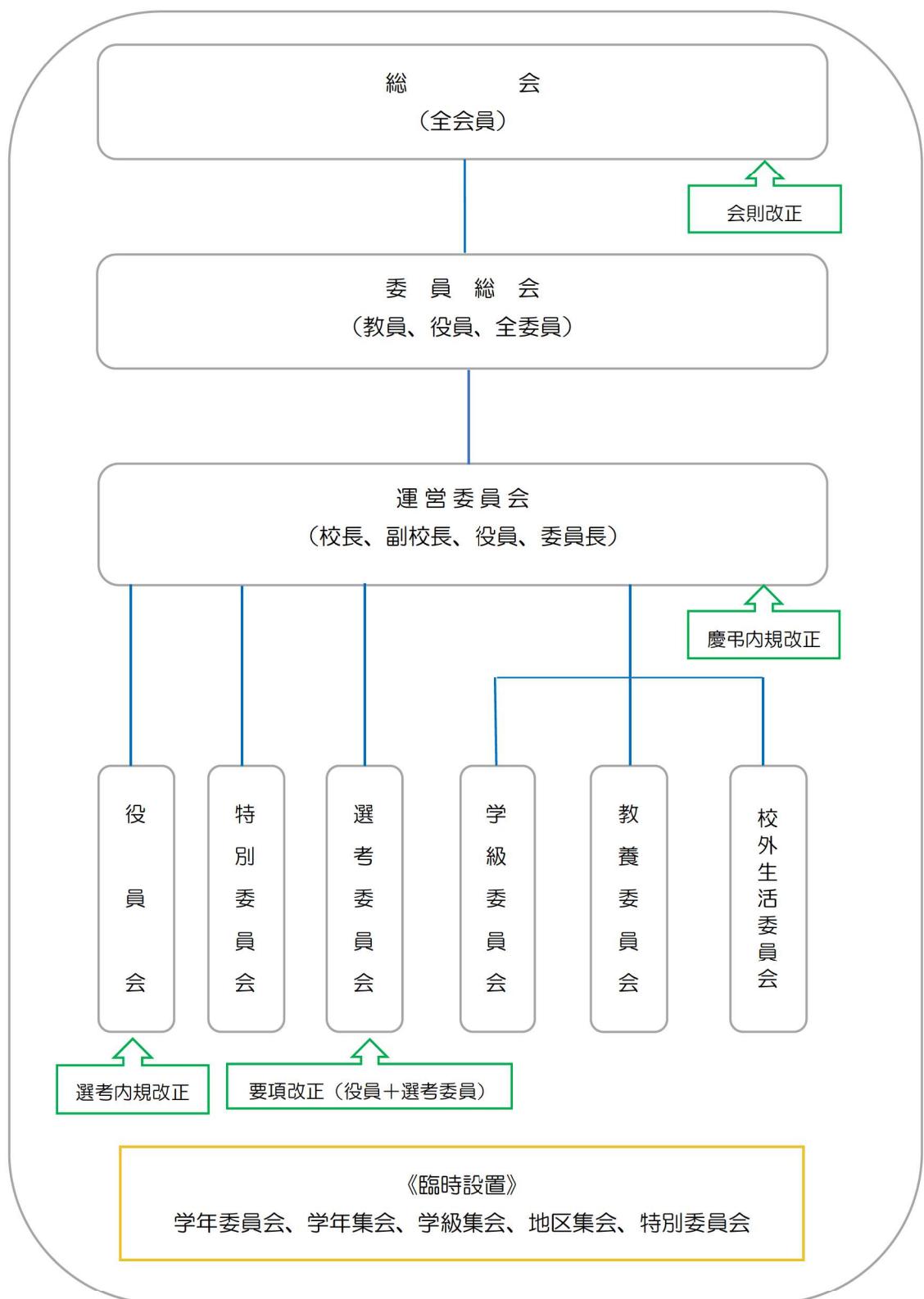
PTA 会則



泉南中学校 PTA

【令和4年3月改正・施行】

泉南中学校・PTA 組織図



第1章 名称・目的・方針

(名称)

第1条 本会は杉並区立泉南中学校 PTA と称し事務所を泉南中学校に置く。

(目的)

第2条 本会は泉南中学校の教育目標に沿って、保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

(方針)

第3条

1. 本会は教育を本旨とする民主団体であり、本会や本会員の名を使って特定な政党、宗派及び営利的な事業に関与しない。
2. 学校の管理運営や人事には干渉しない。

第2章 活動

(活動内容)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため下記の活動を行う。

- (1) 生徒の生活環境の改善をはかる。
- (2) 学校行事に協力する。
- (3) 生徒活動を援助する。
- (4) 会員相互の教養を高め、親睦をはかる。
- (5) その他、本会の正常な発展に資する事項の達成に努める。

第3章 会 員

(構成)

第5条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者（以下単に P という）及び本校に常勤する教職員（以下単に T という）をもって構成する。

第4章 本部役員・会計監査・選考委員・委員

(役員の役職名と数)

第6条

1. 本会に役員として次の役職及び会計監査を置く。

- | | |
|----------|----------------|
| (1) 会長 | 1名 (P) |
| (2) 副会長 | 4名以上 (P3以上・T1) |
| (3) 書記 | 3名以上 (P2以上・T1) |
| (4) 会計 | 3名以上 (P2以上・T1) |
| (5) 会計監査 | 2名 (前年度 P2) |

2. 会長が指名した副会長が会長の職務を代理し又は代行することができる。

(本部役員及び会計監査の選出)

第7条 選考委員会は、本部役員及び会計監査を別に定める選考内規により選出し、承認を受け決定する（書面またはオンライン回答も含む）。

[本部役員・会計監査及び委員長の選出手続き要項 4. (6) ②]

(本部役員及び会計監査の任務)

第8条 本部役員及び会計監査は次の任務を行う。

- | | |
|----------|---|
| (1) 会長 | 本会を代表し会務を統括する。 |
| (2) 副会長 | 会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を務める。 |
| (3) 書記 | 本会の連絡、庶務事項及び活動事項の記録とその保管にあたる。 |
| (4) 会計 | 本会の金銭の収支を ^{つかさど} 掌り、監査を経て決算を総会に報告する。 |
| (5) 会計監査 | 本会の会計及び備品を監査し、その結果を総会に報告する。 |

(委員の構成と選出)

第9条

1. 委員は次の委員会から構成される。

| | |
|-------------|------------------------|
| (1) 学級委員会 | 各学年 6 名 (内、委員長各学年 2 名) |
| (2) 教養委員会 | 各学年 3 名 (内、委員長 2 名) |
| (3) 校外生活委員会 | 各学年 3 名 (内、委員長 2 名) |
| (4) 選考委員会 | 各学年 3 名 (内、委員長 2 名) |
2. 選考委員会は各委員会を別に定める選考内規により選出し、承認を受ける。
(書面またはオンライン回答も含む) [委員会委員の選出手続き要項 4. (6) ②]
3. 教職員は総べていずれかの委員会に所属する。

(委員の任務)

第10条 委員は次の任務を行う。

- | | |
|---------------|------------------------------|
| (1) 学級委員会委員 | 学級、学年 PTA 活動等に関すること。 |
| (2) 教養委員会委員 | 相互の研修等に関すること。 |
| (3) 校外生活委員会委員 | 生徒の校外における生活と安全等に関すること。 |
| (4) 選考委員会委員 | 役員・会計監査・委員の選出及び決定に関する こと。 |

(役員及び委員の任期・再選及び補欠)

第11条

1. 役員及び委員の任期は1年とし再選は妨げない。
2. 補欠就任期間は前任者の残存期間とし、役員・委員長・委員会委員の補充については運営委員会に^{はか}諮り一任する。

(会計監査の任期・再選及び補欠)

第12条

1. 会計監査の任期は1年とし、再選はしない。
2. 補欠就任期間は前任者の残存期間とし、会計監査の補充については運営委員会に^{はか}諮り一任する。

(顧問)

第13条 校長は本会の顧問とする。

(集会への出席)

第14条 顧問及び役員は必要に応じてどの集会にも出席して助言することができる。

第5章 集会

(集会の種類)

第15条

1. 本会の集会は次の通りとする。

(1) 総会

- ① 定期総会は年一回開き、会長がこれを招集し次のことを行う。
 - (ア) 前年度の決算、新年度の予算の審議と承認
 - (イ) 活動報告及び新年度活動計画
 - (ウ) その他必要となる事項
- ② 臨時総会は運営委員会で必要と認めたとき、または会員の三分の一以上の要求があつたとき開くことができ、会長がこれを招集する。
- ③ 定期総会及び臨時総会の議決権行使の方法について、メール配信等のオンライン回答による議決権行使も認める。

(2) 委員総会

委員総会は、役員、委員、教職員をもって構成し、構成員の三分の一以上からの要求があつたとき及び会長が必要と認めたとき開き、会長がこれを招集する。

(3) 運営委員会

- ① 運営委員会は定期的に開き、会長がこれを招集する。
- ② 運営委員会は役員、各委員会の委員長、及び顧問をもって構成し各原案の作成及び企画、会務執行についての協議と諸連絡調整を行う。

(4) 役員会

役員会は必要に応じ会長が招集し、会務の運営に関する諸連絡及び渉外に関する諸事項の調整をする。

(5) 各委員会

- ① 各委員会は第10条の任務を遂行するために必要に応じ会長の承認を得て委員長がこれを招集する。
- ② 各委員会は委員及び各委員会に分属した教職員若干名もって構成し、運営委員会の承認を得て担当職務の企画遂行にあたる。

(6) 学年委員会

- ① 学年委員会は学年毎に各委員会委員と学年所属の教職員をもって構成し、会長の承認を得て当該学級委員会委員長がこれを招集する。
- ② 学年委員会は運営委員会の承認を得て、それぞれの学年における必要な活動の企画実施につとめる。

(7) 学年集会

学年集会は当該学級の会員と所属する教職員によって構成し、会長の承認を得て各学年学級委員会委員長がこれを招集する。

(8) 学級集会

学級集会は当該学級の会員と所属する教職員によって構成し、会長の承認を得て学級委員会委員がこれを招集する。

(9) 地区集会

地区集会は当該地区の会員と所属する教職員によって構成し、会長の承認を得て校外生活委員会委員がこれを招集する。

(10) 特別委員会

- ① 特別委員会は運営委員会において必要と認められた場合に設けることができる。
- ② 委員長は運営委員会に出席する。
- ③ 特別委員会は目的達成と同時に解散する。

(集会の成立)

第16条

1. 各集会のうち、総会、運営委員会はその構成員の過半数が出席したとき成立する。ただし、総会に限り委任状を認める。
2. 議決は出席者の過半数による。可否同数の場合は議長の決裁による。

第6章 会計

(会計年度)

第17条 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会費の取扱い)

第18条

1. 本会は会員の納める会費、その他の収入をもって運営する。
2. 会費は運営委員会で審議し総会で決定する。
3. 一度納入した会費は返還しない。
4. 2学期以降の転入の場合は月割り計算によるものとする。

(予算の目的)

第19条 予算はPTAの方針に沿い、計画に基づく活動が、円滑に運営されるよう編成されることを目的とする。

(予算期間)

第20条 予算の期間は会計年度による。

(予算の承認)

第21条 予算は運営委員会に諮り、^{はか}総会の承認を得なければならない。

(決算の目的)

第22条 決算は会計年度の会計記録を整理して、予算と実績を比較し収支の結果を明らかにすることを目的とする。

(決算の承認)

第23条 決算は運営委員会に諮り、^{はか}総会の承認を得なければならない。

(監査)

第24条 PTAは収支決算に関する書類を作成し、会計監査の審査を受けなければならない。

付 則

本会則の変更は総会の議決による。

会長は運営委員会にはかり会務執行上必要な内規の制定及び変更をすることができる。

本会則は昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。

| 改正日 | 改正箇所 |
|---------------------|----------------------------------|
| 1. 平成 15 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 2. 平成 21 年 4 月 1 日 | 第 9 条 4 項 |
| 3. 平成 23 年 4 月 1 日 | 第 9 条 |
| 4. 平成 28 年 9 月 24 日 | 第 1 条から第 24 条 |
| 5. 令和 2 年 4 月 1 日 | 第 6 条 1 項 (2) から (4) |
| 6. 令和 3 年 6 月 1 日 | 第 6 条、第 15 条 |
| 7. 令和 3 年 9 月 8 日 | 第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条 |
| 8. 令和 4 年 3 月 17 日 | 第 18 条 4 項 |